

「日中友好協力基金」に関する経費項目（例）

●対象となる経費

- ・対象となる経費は、支援事業の実施に必要な経費とします。
- ・団体としての固定費（通常支払っている家賃など）の支払いに充てることは不適切と考えています。
- ・経費項目は、センターの会計基準に準じて作成した以下のリストの例を参考にしてください。

●費目の例

- 人件費　　：事業を実施するために直接必要なアルバイト等（従来からの職員は除く）の経費
- 諸謝金　　：講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
- 旅費交通費：事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
- 委託費　　：調査研究など業務等の一部を外部へ依頼した場合の費用
- 消耗品費　：事業に直接必要な機材や備品等の購入費
- 印刷製本費：ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
- 通信運搬費：郵送料、宅配便代など
- 会議費　　：会場・会議室などの設営費用
- 賃貸料　　：会場・会議室などの借用料
- 広告宣伝費：実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌・WEB 等で広告するための費用
- 事業管理費：事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費
- 雑費　　：少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

以上